

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令（平成七年政令第二百六十九号）を廃止すること。

（第一条関係）

第二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）について所要の規定の整備をすること。

（第二条・第三条関係）

第三 この政令の施行期日、経過措置について定めること。

（附則関係）

